

# 延宝五年の『兵範記』分与について

井上幸治

## はじめに

平安時代後期の貴族である平信範が記した『兵範記』は、自筆原本が陽明文庫（京都市右京区）と京都大学附属図書館に所蔵されている。前者は、信範が仕えた近衛家に伝わったものであり、後者は平松家の旧蔵本である。平松家は信範の末裔に当たる公家であるが、当家が『兵範記』の自筆原本を蔵すようになった由来については、西田直一郎氏・米田雄介氏による論考があり、それが現在の通説となっている。

そこで最初に両氏の説を確認しておきたい。まず西田氏は、元来は『兵範記』自筆本は全て近衛家が所有していたことを確認されたうえで、次の二つの史料を示された。

史料1 兵範記由来書<sup>①</sup>

### 此前目録

右兵範記 或号二人車記、兵部卿平信範卿日録、二十一卷 此中一年一月之卷間備書相交歟、一年一月之卷疑後孫膳写者歟、平範圍朝臣記 信範卿高祖 一卷・平知信朝臣記 信範卿考、一卷者、吾先子兵部卿平信範卿之真蹟、而所蔵近衛殿下之家塾一也、爾来至於関白太政大臣基瀬公之世、誠以平氏之龜鑑、分賜頭祖考権中納言時量卿、興滅繼絶焉、大哉基瀬公之仁也、不意吾家得至宝於五百有余歳後矣、向者不蔵近衛殿下之家塾、則亡

延宝五年の『兵範記』分与について

滅而不伝也必矣、飯饒蔵近衛殿下之家塾、不基瀬公出焉、則伝吾家也未可知也、見他家旧籍、或散乱或作灰燼、所謂得二十一於千百者亦罕矣、幸哉時量卿之遇基瀬公也、可謂千載一会矣、然顯考之能成跨竈之名、無不基瀬公之徳焉、予不幸而夙遭大故、不詳是日録之所由来者也、故蒙賢嗣撰政太政大臣家瀬公之尊諭、書是數言以伝不朽焉、嗚呼基瀬公之大恩、生当隕首、死当結艸者也、世々万子孫謹聞我言、勉学莫怠成朝廷政事有用之才、尽事君之忠、兼又勿空基瀬公之大徳矣

### 此間目録

右兵範記二十卷・贈左大臣時信記一卷者、基瀬公分賜之時、時量卿借下請所遺近衛殿下之家塾之半上、令顯考膳写而附之真跡後也、豈曰小補哉 少納言平 時春 謹識

史料2 近衛基瀬書状<sup>②</sup>

昨晚得懇書之處、对客不致即答背本意候  
一、詩歌進儀等染筆候条進候  
一、兵範之事、得其意候、雖然連々懇情之事難謝候条、令幸所扱候事不見儀之次第候間、旁以令進度候、内意何様候哉不存候へ共、只被留置候は可祝着候、心事難述儀は期面謁候へく候、謹言

二月九日

基瀨（花押）

返々兵範之事、無<sub>レ</sub>疑自筆少々有<sub>レ</sub>之候様存候間、漸々被<sub>レ</sub>撰分<sub>レ</sub>候は、其分不<sub>レ</sub>殘令<sub>二</sub>進入<sub>一</sub>度候、先祖之真紀再出現候事、神妙存候故、重而申入事候也

平松中納言殿

史料1・2より、西田氏は「（平松・井上注）時量卿の懇望によつて（近衛・井上注）基瀨公が信範真筆として兵範記を分与せられた事が確かに判るものである」とされ、史料2の花押の形によつて、その年代を延宝三年（一六七五）頃かそれ以前と推定された。

これを承けた米田氏は、近衛基瀨の日記から『兵範記』譲渡に関する次の記事を見いだされた。

史料3 「基瀨公記」延宝五年（一六七七）閏十二月十二日条<sup>⑤</sup>

十二日甲申、天晴、雪未<sub>レ</sub>消

任大納言事、人々被<sub>レ</sub>来賀<sub>二</sub>、其中平少納言被<sub>レ</sub>来、予先々より平氏元祖信範卿之記 自筆歟 有<sub>レ</sub>之、今比平中納言父子別而懇切之間遣<sub>レ</sub>之了、猶以<sub>二</sub>自筆<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>本書写加<sub>二</sub>奥書等<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>書給<sub>一</sub>候由示之処、畏悦、猶父之卿二可<sub>レ</sub>申入<sub>一</sub>之由惶々被<sub>レ</sub>謝<sub>レ</sub>之

十三日乙酉、天快晴、暖氣如<sub>レ</sub>来、雖<sub>レ</sub>然雪未<sub>レ</sub>消

為<sub>二</sub>大納言賀酒<sub>一</sub>人々来、無<sub>レ</sub>指事<sub>一</sub>

平中納言被<sub>レ</sub>来、被<sub>レ</sub>謝<sub>二</sub>昨日之記事<sub>一</sub>

米田氏は、この史料について、「十二日に基瀨が平少納言すなわち平松時方に兵範記を与え、十三日に時方の父平中納言時量がその礼として基瀨邸に参上したのがわかる」と述べられ、「基瀨はかねて懇望されていた兵範記を、この日（十二日・井上注）時方に与えたのである」と結論づけられている。

平松本『兵範記』が、近衛家から譲渡されたものであることは間違いない

だろう。ところが、次の2点については、附言する余地が残されていると考える。

『兵範記』の分与は平松時量の「懇望」に答えるものであった

平松家が『兵範記』自筆本を入手したのは、延宝五年閏十二月十二日である

### 一、平松家の立場

まずはの『兵範記』譲渡の理由から考えるが、西田直二郎氏は史料2によつて、『兵範記』の譲渡は平松時量が懇望していたためになされたと説明されている。この点については、史料3にも「平中納言父子別而懇切之間遣<sub>レ</sub>之了」とあり、平松時量が譲渡を望んでいたようにも見える。

ところが、ここで気を付けておきたいのは、平松が『兵範記』の譲渡を望んだ理由である。確かに平松家は平信範の末裔である。しかし平松家は公家平氏の嫡流ではなく、江戸時代初期に成立した新しい公家である<sup>⑥</sup>。信範自筆『兵範記』といえ、当時でも貴重なものであったことは疑いない。なぜ近衛基瀨は、一門の嫡流でもない平松家に、望まれたとはいえ、信範自筆『兵範記』のような重要な日記を譲渡したのであろうか。末裔に返すというだけであれば、嫡流である西洞院家こそふさわしいと考えるのが普通であり、平松家への譲渡には西洞院家側からの反発も想定できよう。そこで、当時の公家平氏一門について、特に『兵範記』の譲渡を願った平松時量の立場を確認しておきたい。

図1は、江戸時代初期の平氏一門の系図である。西洞院時慶の子の世代で3家の公家が派生している。平松家はその内の一つである。ところが、当時の4家の様子を比較すると、表1のように、平松家の極位・極

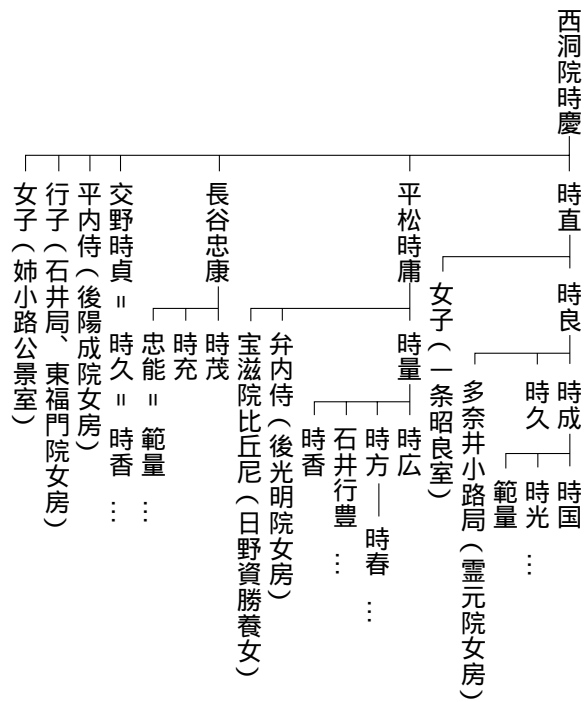
表1 平家一門の比較(17世紀における)

家名	新旧	家格	極位・極官	家領
西洞院	旧家	半家	従二位・参議	260石
平松	新家	名家	正二位・権中納言	200石
長谷	新家	名家		蔵米
交野	新家	名家		蔵米

官が、西洞院家よりも高いことがわかる。実はこの時期、西洞院家では大きな変化が生じていた。元来、平信範子孫の一門は、三位には昇れるものの多くは参議止まりであり、歴代の中には諸大夫止まりの者も多く、公家の中でも下級に位置していた。また歴代は近衛家に仕える家礼(けらい)・家司でもあり、十四世紀末ごろからは、家名として「西洞院(にしのだういん)」を称している。永禄九年(一五六六)の時の死により家名が断絶していたが、天正三年(一五七五)に飛鳥井家出身の時慶(時通)が再興させ、嫡男の時直とともに、歌人として活躍す

延宝五年の『兵範記』分与について

図1 近世初頭の平家一門

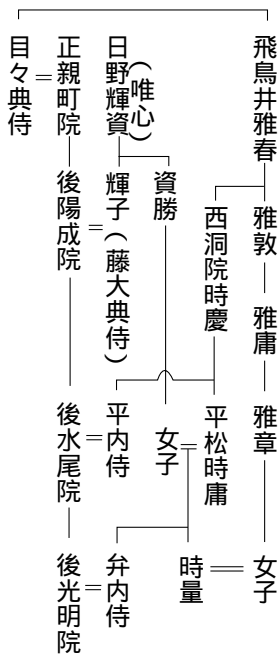


る。

ところが、寛永十六年(一六三九)十二月に時慶が歿すると、時直が既に寛永十三年(一六三六)に早世していたため、嫡孫の時良が跡を継いだ。しかし、寛永十八年(一六四一)から時良も病に臥せるようになり、承応二年(一六五三)二月、四十五才で歿してしまう。つまり、寛永末年から延宝年間の西洞院家の当主は若年の時成であり、時庸弟の長谷忠康・交野時貞が在世しているものの、官位では平松時庸が両者を遙かにしのいでいた。承応三年(一六五四)七月に平松時庸が歿すると、長谷忠康が位階で上位に立つが、寛文元年(一六六一)四月には平松時量が参議に昇進し、非参議の忠康を超越する。これ以後、元禄十四年(一七〇一)に出家するまで、平松時量は平氏一門で常に最高位を保ち続けていた。

このように、十七世紀後半における平家一門は、嫡流である西洞院家を平松時庸・時量親子がしのぎ、事実上、彼らが一門の代表者として扱われており、近衛家への奉仕も彼ら親子が中心となつて行なっていたのである。しかも、西洞院時慶・時直が主に歌人として活躍していたのに対し、平松時庸・時量は政治的な方面でも活動していた。平松家の縁戚

図2 平松家と日野家・飛鳥井家



を示した図2からもわかるように、時庸は日野資勝の婿、時量は飛鳥井雅章の婿となっている。資勝・雅章は、いずれも武家伝奏を務めたことのある「武家昵近衆」であり、朝廷内でも幕府と近い立場の人物である。また時庸の姉妹には石井局（東福門院女房）や平内侍（後水尾院女房）がおり、時量妹には弁内侍（後光明院女房）がいるように、姉妹が天皇・女院の女房となっているのも、平松家が日野・飛鳥井との縁戚であるが故のものである。時庸は、歿時に際して「御推任」によって権中納言に昇進しており、時量も後光明院の伝奏を務めている。また平松が仕えた近衛基瀬は、後水尾院の外孫であり、婿でもある。西洞院家は、平氏という家系であるが故に武家伝奏や議奏といった朝廷内の重職に就くとはできなかった。しかし平松家は、日野・飛鳥井との婚姻によって、権力中枢との距離を縮め、西洞院家が不遇を蒙る中、平家一門の代表者として近衛家に奉仕しつつ、天皇・院・武家（江戸幕府）・摂関のいずれにも親しい下級公家としての地位を確立させていったのである。

そして、『兵範記』自筆本を譲られて以降の平松家を見てみると、延宝七年（一六七九）から天和二年（一六八二）にかけて、近衛家が所蔵する『中右記』『後愚昧記』などの「旧記」を書写している。また、『園太曆』『官槐記』『山槐記』『管見記』『飾抄』『源氏物語』などを、近衛家と平松家の間で互いに書写しあっていることが確認できる。これらの行動は、平松家は新しく立てられた家であるがゆえに、奉公の資となり、家系存続の核となりえる古記録群の蒐集を試みているかのようである。

これらのことを総合すると、一門の代表者となった平松家では、朝廷や近衛家への奉仕のために、朝廷の先例を記した「旧記」を蒐集する必要に迫られ、近衛家の援助を仰いでいたのではないかと推測が浮かび上がる。そのように考えれば、この時期に平松家が『兵範記』を望んだことも理解しやすいのではないだろうか。

平松が『兵範記』自筆本を欲した理由を明確に記した史料はない。しかし、江戸時代初期に成立した歴史の浅い公家であるということや、十七世紀後半には平松家が一門の代表者となっていたことも、その一因として挙げてよいのではないだろうか。

## 二、近衛家側から見た譲渡の理由

前章では、延宝年間における平松家をとるべく一門の動向を考察したが、次に譲渡を許可（決意）した近衛基瀬の側についても考察が必要であろう。つまり、ただ望まれただけで、貴重な自筆本を譲渡するとは思えないからである。

近衛基瀬に『兵範記』の譲渡を決意させる理由を考える際に重要なのが、次の史料である。

史料4 「基瀬公記」延宝五年（一六七七）閏十二月三日条

（前略）柳原中納言被<sub>レ</sub>来、被<sub>レ</sub>賀<sub>二</sub>昨日之儀之序、永和一品記 忠光卿記、後深心院殿拜賀之時記 一卷昨日披<sub>レ</sub>見之、可<sub>レ</sub>許書写<sub>一</sub>之由種々懇望之間、則遣<sub>二</sub>正記<sub>一</sub> 忠光卿ノ自筆二八アラス、資定卿之筆也、今度種々入魂之間、予満足之余、讓<sub>二</sub>遣<sub>一</sub>之了、畏悦之由再三被<sub>レ</sub>謝<sub>レ</sub>之、令<sub>二</sub>書写<sub>一</sub>了者、加<sub>二</sub>奥書<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>報<sub>二</sub>予恩惠<sub>一</sub>之由、重々被<sub>レ</sub>連謝詞<sub>一</sub>了、此事入魂殊<sub>レ</sub>他故、予遣<sub>レ</sub>之了、（以下略）

近衛基瀬が平松父子に『兵範記』自筆本の分与を告げるわずか十日前に、基瀬は柳原中納言（資廉）に「永和一品記」を遣わしている。「忠光卿」「資定卿」は、いずれも柳原資廉の直系の祖先であり、資廉はその書写を求めて「懇望」していたようであるが、この日に基瀬がそれを許した理由は、「今度種々入魂之間、予満足之余」とある通り、資廉が「種々入魂」して何かを勤め、それに基瀬も満足したからであった。資廉の奉

仕に應えるという形で、基灝は「永和一品記」を遣わしたのである。<sup>5)</sup> どのように、延宝五年の閏十二月月上旬、近衛基灝は柳原資廉と平松時量に対して、立て続けに便宜を計らっているのである。

その理由は、直前の儀式にあった。<sup>6)</sup> 近衛基灝は、この年の十二月八日に左大臣に昇進しており、閏十二月二日には拝賀着陣儀を済ませているが、その際に扈從したのが柳原・平松の両名なのである。しかも基灝は、猪熊関白（近衛家実）や法性寺殿（藤原忠通）の古例を調べ、旧儀も復興させるなど、かなり意欲的にこの儀式の準備を行なっている。儀式当日に扈從する公卿は、基灝の行動をサポートすることが求められるので、平松と柳原の二人は、儀式の全体像から細かな所作についてまで熟知しておかなければならない。しかもこの時には、旧儀復興という基灝の意欲に応じることが求められるので、かなりの知識や経験が必要であったと思われる。

加えて平松時量に対しては、任左大臣直後の十二月十二日、「此問之首尾」を遣わすという旨が伝えられ、それを承った時方は「驚人」についている。平松が近衛の家礼であることを考えあわせると、任左大臣拝賀・着陣儀の実行に関して、平松が何らかの責任ある役割を仰せ下されたと考えるのが妥当であろう。

一方の柳原資廉は、近衛基灝の家礼ではない。しかし柳原家は、弁官や武家伝奏などの実務系の職務をつとめてきた家柄であり、後には柳原紀光や柳原隆光、柳原光愛といった有職故実の学者を輩出している上、資廉自身にも年中行事に関する著作が複数ある。<sup>7)</sup> 旧儀復興を目指した基灝は、故実に詳しい柳原資廉に儀式に関する相談をもちかけ、当日のサポート役も平松と共に行なうよう命じていたものと考えられる。

いずれにせよ近衛基灝は、左大臣に任じられた後の左大臣着陣儀を旧儀に則って滞りなく済ませている。柳原資廉の「種々入魂」とは、閏十

二月二日に行なわれた基灝の拝賀・着陣儀でのことを指しているのであり、事前の準備や当日の扈從（補助）に満足した基灝が、柳原には「永和一品記」、平松へは『兵範記』自筆本という、両者の直接の祖先にかかわる旧記を褒美として与えたのであろう。

### 三、讓渡の期日

このように、『兵範記』自筆本の讓渡には、平松家側・近衛家側の双方にそれぞれの思惑があったものと考えるが、実際に讓渡された期日についても、再考の余地がある。

史料3の十二日条を再び見直してみよう。すると、この日は近衛基灝が分与の意向を示したのに対し、時方は「父之卿二可申入之由」を答えているのである。翌日の時量の近衛邸訪問も、基灝の意向を時方から伝えられ、平松家としての正式に回答するためのものであろう。

つまり史料3からは、閏十二月十二日に『兵範記』分与が近衛基灝から提案され、翌十二日にそれが正式に決定したと推察できるものの、『兵範記』そのものの引き渡しには言及していないのである。そこで注目されるのが、史料3に続く次の史料である。

史料5 「基灝公記」延宝五年閏十二月

十五日丁亥、天晴

終日於文庫勸二旧記

十六日戊子、天晴

今日亦終日勸二旧記、平少納言被<sub>レ</sub>来、相共勸<sub>レ</sub>之

十七日己丑、天晴陰、昨日雪霰飛散

終日勸二旧記

十八日庚寅、天晴

今日亦勅「旧記」

十九日辛卯、天晴

平少納言時方卿・行豊卿相来、引勅旧記

十五日から十九日までの間、基瀬は文庫で「旧記」の整理を行っている。しかもそこには、平松時方・石井行豊の兄弟も加わっているのである。これが十三日の分与決定を受けたものであることは言うまでもないだろう。彼らは、近衛家で所蔵する『兵範記』から分与する「自筆本」を選定していたものと考えられよう。

では『兵範記』自筆本は、この選定作業が終了した閏十二月十九日に引き渡されたのであろうか。明確にはわからないが、そうではないと考えるのが妥当であろう。というのは、西田氏が提示された史料2があるからである。再び史料2を見ると、それは二月九日付である。しかも、「無<sub>レ</sub>疑自筆少々有<sub>レ</sub>之候様存候間、漸々被<sub>レ</sub>撰分<sub>二</sub>候は、其分不<sub>レ</sub>残令<sub>二</sub>進入<sub>一</sub>度候」とあるように、まだ分与はされていない。史料2は無<sub>レ</sub>年号であるから明確には述べがたいが、自筆本を分与すると言う事は決まっています、どれが自筆本であるかという判断に迷ったため、しばらくの間は引き渡されていなかったものと考えられる。

そうすると、『兵範記』が実際に平松家の所有に帰したのは、延宝六年以降であることは確かであるが、正確にはわからないとするのが賢明であろう。

ただし、まだ疑問は残る。史料1によれば、当時、平信範自筆本が廿数巻、平松時量が近衛基瀬から借り請けて書写したものが廿巻あったという。書写した廿巻はともかく、自筆本廿数巻という分量は、奉仕の褒賞として与えるには多すぎるようにも思える。柳原資廉に対する褒賞が、「永和一品記」一巻の書写だけであったことを考えれば、その差は歴然としている。

そこで史料2を見直してみると、「無<sub>レ</sub>疑自筆少々有<sub>レ</sub>之候様存候間」とあり、近衛基瀬は信範自筆本がどれほどあるかということを確認には把握しておらず、漠然と「少々」としか考えていなかったとも考えられる。そうすると近衛は、「少々」の自筆本を「不<sub>レ</sub>残」譲与しようと考えていたところ、翌日から文庫を調査してみると、かなりの分量が自筆本と認定できることに気付き、あわてたのではないだろうか。「少々」の自筆本だけを譲与しようと考えていた近衛と、自筆本を「不<sub>レ</sub>残」譲与してもらえると期待した平松の思惑の差が、『兵範記』の譲渡期日が明確にならない理由の一つかもしれない。

また『兵範記』の平松家への譲与が延宝六年以降になるとした場合、興味深い事実として、近衛家と西洞院家との関係悪化が指摘できる。前述のように、西洞院家では当主の相次ぐ早世により、若年の時成が当主となっていたが、天和元年（一六八一）十二月、近衛基瀬の「口入」によって参議に昇進した。これに対しては、平松時量も「且一家悦畏入」と基瀬に謝礼を述べ、基瀬も「尤也」と満足している様子が見ええる。ところが、この直後の翌二月、一条冬経（兼輝）が位階・官職の両方で上臈であった近衛基瀬を超越して関白に任じられる。これは、近衛と対立していた霊元天皇による意図的な人事と理解されており、両者の対立も周知の事実であった。近衛と対立する霊元が、一条を取り立てたわけだが、こうした中で西洞院時成は、一条冬経の関白拝賀行列に扈従するのである。時成にとつて、新関白冬経は近縁者であるから、扈従することに一定の理解はできよう。しかし、時成を「譜代家礼」と考え、そうであればこそ二ヶ月前に「口入」して昇進させた基瀬にとつては、心外甚だしい行為であり、「面皮三寸皮底無血之所為歟」と激怒している。そしてこの年の末、平松時量は正二位に昇叙されているが、これは西洞院家の先例をこえるものであった。基瀬は、平松が平家一門の代表者で

あることを改めて認定したと言えよう。

西洞院家は近衛家の家礼であったが、天和年間の「基瀬公記」には、西洞院の名はほとんどあらわれず、日常的な奉仕や近衛家での行事などに西洞院はかかわっていない。宮廷において霊元と近衛が対立する中、霊元に親しい西洞院に代わって、平松が奉仕を続けている。平松家への『兵範記』譲渡は、このような政治的対立の副産物として実現されたのではないだろうか。

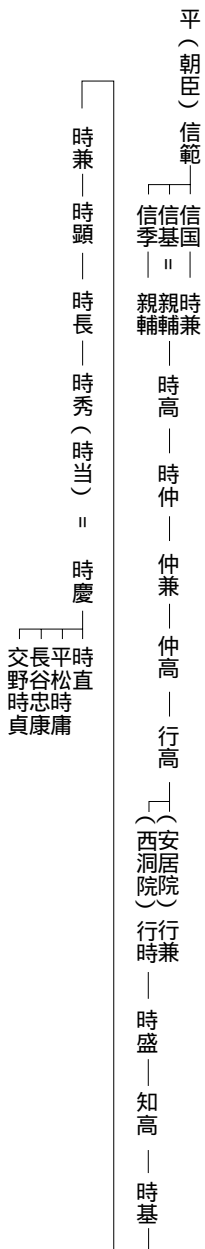
むすびにかえて

従来、延宝五年閏十二月に平松時量の懇望によって『兵範記』自筆本が近衛家から平松家に分与されたとされてきた。ところが本稿では、次のような経緯を復元できた。

平松家は、本家である西洞院家の当主が成長するまでの間、平氏一門の代表者として近衛家に奉仕していた。平松時量は、近衛家に奉仕しつつ、院・天皇・武家に親しい下級公家として活動していく中で、自家にも古記録を整備しようと試み、近衛基瀬に『兵範記』自筆本の譲渡を願っていたのであろう。

近衛基瀬は、延宝五年閏十二月二日の任左大臣拝賀・着陣儀を滞りな

参考系図1 平信範と平家一門



く済ませた褒賞として、柳原資廉と平松時量に、彼らの直接の祖先にあたる人物の日記を与えることにした。

閏十二月三日、柳原には「永和一品記」を与え、書写させた。平松に対しては『兵範記』自筆本を与えることにし、閏十二月十二日に時方を通じてその旨を伝えると、翌日、時量がその謝礼に参上した。

十五日からは近衛家の文庫で『兵範記』自筆本の選定が行なわれたが、譲渡自体は翌年以降にずれ込んでいたようで、正確な期日はわからない。

譲渡が天和年間まで行なわれていなければ、霊元天皇と近衛基瀬との政治的対立の副産物として譲渡が実現した可能性も考えられる。

本稿では、平松家への『兵範記』自筆本の譲与の経緯について考察した。類推を重ねた部分もあるが、本稿が、『兵範記』研究の一助になれば幸いである。

註

- ① 平信範から平松家に至る系譜は、次のとおり(参考系図)。
- ② 西田直二郎「兵範記に就いて」、『史林』一〇三、一九一六年)、米田雄介「兵範記と近衛基瀬」、『日本歴史』四三三、一九八四年)、『陽明叢

平松時庸と時量の略歴

平松時庸 (1599.4.28 ~ 1654.7.12)	
寛永 9年 (1632) 正月 5日	叙従三位・任非参議
11年 (1634) 3月26日	兼右衛門督
20年 (1643) 11月 7日	任参議
正保 4年 (1647) 12月 7日	叙従二位 (日付は正月5日付)
慶安元年 (1648) 6月28日	辞
承応 3年 (1654) 7月12日	任権中納言、同日辞、同日歿
平松時量 (1627.2.15 ~ 1704.8.12)	
明暦 3年 (1657) 正月 5日	叙従三位・任非参議
寛文元年 (1661) 4月 2日	任参議 兼右衛門督
延宝 2年 (1674) 7月 5日	任権中納言
6年 (1678) 8月11日	辞
天和 2年 (1682) 12月24日	叙正二位
3年 (1683)	新院伝奏となる
貞享 3年 (1688)	新院伝奏を辞す
元禄14年 (1701) 2月23日	出家
宝永元年 (1704) 8月12日	歿

- ③ 「兵範記由来書」(京都大学附属図書館所蔵「平松本」)。翻刻は、『日記が開く歴史の扉』二〇〇三年)もこの両論にしたがっている。
- ④ 京都大学総合博物館所蔵「平松家文書」。翻刻は、西田論文に拠る。
- ⑤ 陽明文庫所蔵(東京大学史料編纂所蔵写真帳)。
- ⑥ 平松家は、西洞院時慶の次男であった時庸が、寛永九年(一六三二)に公卿に列して分家したものであり、この段階では公家として確立したばかりである。なお、時庸・時量の経歴は、『史料館所蔵史料目録第三十一集』(国立史料館、一九八〇年)の「平松家文書目録解題」に詳しく記されているが、略歴は表のとおり。
- ⑦ 以下、西洞院家の経歴に関しては、『公卿補任』『諸家知譜拙記』など

- ⑧ 「基瀬公記」によると、延宝(天和年間には平松時量と平松時方・石井行豊の父子が頻繁に近衛家に出入りしているが、西洞院家の人物はほとんど見あたらない。
  - ⑨ 西洞院家では、室町時代から時顕や時秀(時当)が和歌・連歌の歌人として活動しているが、再興後も時慶・時直は多くの歌会に参加していたことが知られている。
  - ⑩ 日野資勝は寛永七年(一六三〇)から同十六年まで、飛鳥井雅章は寛文元年(一六六一)から同十年まで、武家伝奏をつとめている。
  - ⑪ 近衛基瀬と後水尾院との関係は、次のとおり。
- 参考系図2 近世初頭の天皇家と近衛家
- 
- ⑫ たとえば時量は、寛文五年(一六六五)から貞享元年(一六八四)まで、毎年のように三月には後光明院や東福門院の使者として江戸へ下向しており、その際の日記が「山城国平松家文書」に残されている。
  - ⑬ 延宝七年正月から同八年十一月にかけて断続的に『中右記』の書写・校合を行ない、延宝八年九月には『後愚昧記』の書写・校合を行なっている(『基瀬公記』)。
  - ⑭ 京都大学総合博物館所蔵「平松家文書」。
  - ⑮ 『兵範記』は、「日記の家」と呼ばれた平家一門の中でも、もつとも詳しく朝廷の儀式・故実が記されたもの一つであるだけでなく、もつとも長期間にわたって残存している日記でもある。平松時量が『兵範記』を望んだ理由には、このような『兵範記』の高い実用性も影響しているであろう。なお『兵範記』のそのような面に触れたものには、



- 註②の諸論文のほか、杉橋隆夫『人車記』とその周辺（『陽明叢書 人車記』月報13、思文閣出版・一九八六年）・『平安時代史事典』（角川書店、一九九四年、杉橋隆夫執筆）・『日本歴史「古記録」総覧』上（新人物往来社・一九八九年、元木泰雄執筆）・『日本「日記」総覧』（新人物往来社・一九九四年、元木泰雄執筆）など数多い。
- ①⑥ 管見の限り、柳原家に譲与された「永和一品記」（忠光卿記）は、関係史料を蔵する諸機関には現蔵されていない。
- ①⑦ 以下、拝賀・着陣儀に関しては、「基瀬公記」による。
- ①⑧ 年中行事に関する柳原資廉の著作として、「近代年中行事」・「近代年中行事細記」・「近代年中行事略記」などが見える（『国書総目録』）。
- ①⑨ 史料②は無年号であるが、宛先は「平松中納言」である。近衛基瀬の存命中に権中納言に昇った平松家の人物は、平松時量（延宝二年一六七四 七月～六年八月に在職）と平松時方（元禄十四年 一七〇一十月～宝永元年 一七〇四 十月に在職）だけである。それゆえ、この書状の年代は彼らの中納言在任中に限られるように思えるが、「基瀬公記」では、平松時量が散位となった延宝六年八月以降も彼のことを「平中納言」と記していることが多いので、彼らが中納言を辞した後も近衛基瀬は「平松中納言」宛で書状を記していた可能性が高い。
- ②⑩ なお、西田氏はこの書状の年代が延宝三年以前である可能性を指摘されているが、時量が権中納言に昇進したのは延宝二年の七月であるから、「平松中納言」宛の二月七日付書状が出されたのは延宝三年二月以後ということになる。
- ②⑪ なおこの当時、近衛基瀬は三〇才である。父親の近衛尚嗣が承応二年（一六五三）七月に三三才で急死した時、基瀬はまだ六才で、元服も済ませていない。文庫に所在する史料については、父から学ぶこともできず、基瀬はまだ完全に把握しきれなかったのではないか。なお、寛文五年（一六六五）十月十三日に、江戸幕府から『本朝通鑑』編纂のために典籍を借りたい旨の使者が来ているが、それに答えて作成された「書籍目録」には、『兵範記』は含まれていない。
- ②⑫ 「基瀬公記」天和元年十二月廿二日条。
- ②⑬ 高埜利彦『日本の歴史 元禄・享保の時代』第五章（集英社・一九九

延宝五年の『兵範記』分与について

- 二年）・同『江戸幕府と朝廷』（山川出版社・二〇〇一年）など。
- ②⑭ 一条冬経は一条昭良の孫であり、西洞院時成の従兄弟の子にあたる。
- ②⑮ 「基瀬公記」天和二年二月廿四日条。

#### 附記

本稿は21世紀COEプロジェクト「日本古典における人間と環境 平安貴族とその周辺」における研究成果の一つである。成稿にあたっては、杉橋隆夫先生をはじめ、共同研究者の方々より有益な助言を賜った。記して謝意としたい。

（本学非常勤講師）